

表4. 各尺度間の相関係数(その1)

		深刻度	呼应性	通告不安	専門不信	不全感	通対効力	発見効力	連携効力
事例要因	深刻度認知	-							
保育者要因	態度								
	呼应性不安		-						
	通告不安	-.106 *	.188 ***	-					
	専門不信		.571 ***	.270 ***	-				
	不全感		.416 ***	.410 ***	.391 ***	-			
	効力感								
	通告対応	.117 *	-.296 ***	-.390 ***	-.234 ***	-.201 ***	-		
	発見	.114 *	-.128 *	-.145 **	-.192 ***		.582 ***	-	
	連携	.157 **	-.211 ***		-.132 **	-.187 ***	.319 ***	.191 ***	-
	知識								
	手続き(0-6)					-.145 **			
	理念(0-6)								
	認識傾向(0-4)	.100 *	-.118 *				.121 *	.113 *	.141 **
	親不安	.111 *	.113 *	.510 ***	.129 **	.218 ***	-.283 ***	-.098 *	
	虐待認識	.631 ***	-.108 *					.106 *	
組織要因	発見体制	.099 *	-.180 ***	-.224 ***	-.179 ***	-.168 **	.381 ***	.422 ***	.158 **
	通告体制		-.287 ***	-.266 ***	-.246 ***	-.181 ***	.441 ***	.448 ***	
	連携体制		-.242 ***	-.210 ***	-.190 ***	-.140 **	.384 ***	.480 ***	.106 *
	組織不安			.385 ***		.200 ***	-.192 ***		-.100 *
従属変数	通告必要性	.693 ***		-.143 **			.178 ***	.135 **	.102 *
	同僚通告	.284 ***							.297 ***
	上司通告	.294 ***					.103 *		.305 ***
	専門機関単独通告	.293 ***		-.110 *			.318 ***	.209 ***	

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

表4. 各尺度間の相関係数(続き その2)

		手続き	理念	認識傾向	親不安	虐待認識	発見体制	通告体制	連携体制
事例要因	深刻度認知								
保育者要因	態度								
	呼応性不安								
	通告不安								
	専門不信								
	不全感								
効力感	通告対応								
	発見								
	連携								
知識	手続き(0-6)	-							
	理念(0-6)	.159 **	-						
	認識傾向(0-4)			-					
	親不安				-				
組織要因	虐待認識			.145 **	.101 *	-			
	発見体制						-		
	通告体制				-.122 *	.688 ***	-		
	連携体制		.112 *		-.116 *	.649 ***	.784 ***	-	
	組織不安				.424 ***	-.189 ***	-.146 **	-.153	
従属変数	通告必要性			.111 *		.637 ***			
	同僚通告	.122 *				.256 ***			
	上司通告			.156 **	.119 *	.251 ***	.142 **		.098
	専門機関単独通告					.263 ***	.101 *	.163 **	

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

表4. 各尺度間の相関係数(続き その3)

		組織不安	通告必要	同僚通告	上司通告
事例要因	深刻度認知				
保育者要因	態度	呼応性不安			
		通告不安			
効力感	効力感	専門不信			
		不全感			
		通告対応			
知識	知識	発見			
		連携			
		手続き(0-6)			
		理念(0-6)			
組織要因	組織要因	認識傾向(0-4)			
		親不安			
		虐待認識			
		発見体制			
		通告体制			
従属変数	従属変数	連携体制			
		組織不安	-		
		通告必要性		-	
		同僚通告	-.103 *	.193 ***	-
		上司通告		.293 ***	.387 ***
	専門機関単独通告		.358 ***		.108 *

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

表5. 虐待認識に及ぼす要因の階層的重回帰分析結果

		虐待認識			
		標準偏回帰係数(β)			
		step 1	step 2	step 3	
事例要因	信頼(1:なし, 2:あり)				
	虐待種類(1:身体, 2:ネグ)				
	虐待程度(1:重度, 2:軽度)	-.209 ***	-.212 ***	-.208 ***	
	深刻度認知(1-5)	.557 ***	.544 ***	.545 ***	
保育者要因	態度	呼応性不安	-.133 **	-.134 **	
		通告不安	-.091 †	-.114 *	
		専門不信			
	効力感	不全感			
		通告対応			
	知識	発見			
		連携			
		手続き			-.068 †
		理念			
		認識傾向		.074 †	.067 †
組織要因	親不安				
	発見体制				
	通告体制				
	連携体制				
	組織不安				
R		.665	.687	.690	
R^2		.442 ***	.471 ***	.477 ***	
ΔR^2			.030 *	.005 <i>n.s.</i>	

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

有意差の認められなかった β は削除(ただし有意傾向は記載)

表6. 通告必要性, 同僚連絡, 上司連絡, 専門機関単独通告に及ぼす要因の階層的重回帰分析結果

事例要因	通告必要性 標準偏回帰係数(β)			同僚連絡 標準偏回帰係数(β)			上司連絡 標準偏回帰係数(β)			専門機関への単独通告 標準偏回帰係数(β)		
	step 1	step 2	step 3	step 1	step 2	step 3	step 1	step 2	step 3	step 1	step 2	step 3
信頼(1:なし, 2:あり)												
虐待種類(1:身体, 2:セク)												
虐待程度(1:軽度, 2:重度)												
深刻度認知(1-5)												
保育者要因 態度												
呼応性不安												
通告不安												
専門不信												
不全感												
通告対心												
発見												
連携												
手続き												
理念												
認識傾向												
親不安												
虐待認識												
組織要因												
発見体制												
通告体制												
連携体制												
組織不安												
<i>R</i>	.724	.775	.777	.303	.457	.485	.315	.468	.484	.321	.473	.487
<i>R</i> ²	.524	.600	.603	.092	.209	.235	.099	.219	.235	.103	.224	.237
ΔR^2		.076	.003	.117	.026	.026	.119	.016	.016	.121	.013	.013

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

有意差の認められなかったβは削除(ただし有意傾向は記載)

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

(分担)研究報告書

児童虐待の早期発見・対策にかかわる市町村と保育所の 連携のあり方に関する研究

分担研究者 田代勝良¹⁾ 加藤和生²⁾

1)西九州大学

2)九州大学大学院人間環境学研究院

研究要旨

平成 16 年の児童福祉法の改正により、市町村が児童虐待も含めた児童相談における第一義的な相談・対応窓口として規定された。それをうけ、現在、市町村と保育所との間で、どのような連携体制が進んでいるのか、早期発見・支援を促進していくためにはどのような課題があるのか等について、佐賀県下の全市町村の虐待担当者を対象に聞き取り調査を実施した。その結果、次の点が明らかになった。①児童虐待に対する体制整備や職員配置について市町村格差があること。②児童虐待に対する市町村の実施体制を推進していくためには、地域包括支援センターや要保護児童対策地域協議会の機能強化が重要であり専門職の配置が望まれること。③保育所との連携については、比較的良好であるが相談・通告マニュアルの整備や要保護児童対策地域協議会の組織化が急がれる状況であること。④保護者への対応の明確化及び地域の中で虐待防止の住民参加システムを構築していくことが必要である。

I. 研究目的

平成 16 年に、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、市町村が児童虐待も含めた児童家庭相談における第一義的な相談・対応窓口として規定された。このことは、保育所による虐待の発見機能と市町村の相談・支援機能の効果的な連携が重要になってくると考えられる。

改正法施行後 1 年を経過し、市町村と保育所の間で、現在どのような連携体制の構

築が進んでいるのか、また、どのような課題が生じてきているのか、さらに、相談対応の窓口となった行政の第一線機関である市町村として、児童虐待の早期発見・早期対応を推進していくための行政ニーズ等について調査・分析し、児童虐待にかかる市町村と保育所の効果的な連携のあり方について政策的提言を行なうことを目的とした。

II. 研究方法

質問票を作成し、事前に市町村虐待担当者に送付後県内 23 市町村を訪問し、聞き取り調査を 2006 年 2 月～3 月の間に実施した。

調査票は、1. 自治体の現状に関する質問事項 (38 問)、2. 保育所への対応に関する質問事項 (41 問)、保護者への対応に関する質問事項 (16 問)、その他の質問事項 (8 問) の計 103 問の質問事項を①選択回答、②自由記述、③7 段階評価のいずれかで回答する方法で実施した。なお、調査においては、特定の保育所や市町村担当者が特定されないよう倫理的に配慮した。

Ⅲ. 研究結果

1. 自治体の体制の現状について

担当職員の体制については、全市町村では兼任体制がとられていた。職員の配置数では、1 名配置から、5 名以上配置している自治体まであり、これは虐待担当者の数で回答したのか、担当者の所属する部署の人数で回答したのかの違いによるものであった。図 1 では、職員の職種を掲示している。市部、郡部とも最も多かったのが事務職で次に保健師、家庭児童相談員の順であった。他に、保育士、母子自立支援員、栄養士という回答もあった。これは、児童虐待の担当部局が福祉部局・教育部局の場合は事務職系が、保健部局の場合は保健師が配置されているためと考えられる。

表 1 は、今後必要とされる専門職の回答である。いずれの市町村も厳しい財政状況であるため、専門職の配置は難しいという意見が多かったが、社会福祉士、臨床心理士、保健師の配置を希望する市町村がほぼ同数であった。ある町村からは、町村での専門職の配置は困難であるので、県から、福祉専門職の派遣を検討して欲しいという声もあった。これは、民営化が予定されている県立福祉施設の職員の配置転換を希望してのことである。

要保護児童対策地域協議会の設置状況は、設置しているのは 3 市町村、(いずれも市部) 設置していないが 20 市町村で、そのうち、設置を検討中が 14 市町村であった。また、要保護児童対策地域協議会を設置していない市町村であっても、虐待防止連絡協議会の設置が 7 市町村、ケース検討会の実施が 10 市町村あり、関係部署や関係機関・団体との連携・協議はなされていた。

2. 相談・通告体制について

虐待の相談・通告の受け付け体制については、勤務時間の範囲で対応しているのが 22 市町村、時間外でも受け付けているのが 1 市となっていた。相談・通告を受けた場合の具体的な手続き・処理体制について、手順が決まっていると回答したのが 20 市町村、その都度対応していたのが 3 市町村であった。

図 2 は、対応の具体的な内容である。関係部署、関係機関との連絡調整、事実関係の調査、家庭訪問等が上位の回答であった。

児童相談所への通告基準について、マニュアルにより対応しているのは 1 市のみで、すべて通告しているのが最も多く 8 市町村、特に定めていないが 5 市町村、一時保護・立入調査が必要な場合が 2 市町村、施設入所が必要な場合が 1 市、その他の 5 市町村は、町での対応が難しいと判断された場合や緊急性がある場合という回答であった。

3. 保育所への対応

保育所が相談・通告する基準のマニュアル化が図られていたのは 2 市で、基準はないと回答したのが 21 市町村であった。

表 2 は、通告基準がないと回答した市町村の対応状況である。その都度、保育所と協議しながら行なうと回答したのが 14 市町村、保育所の判断に任せていると回答したのが 2 町村、児童相談所と協議しながら 4 市町村、その他が 1 町村という状況で

あった。

表3は、保育所を対象とした研修会の開催状況である。市町村が主催して実施しているのが3市、都道府県が主催するのに参加させているのが4市町村、県と共催で実施したのが1市、開催しなかったと回答したのが16市町村と最も多かった。

図3は、年間実施回数で、年1回開催が4市町村、年2回開催が2市、年5回開催しているのが1市という状況であった。

表4は、参加者の状況である。園長、主任保育士、保育士の参加状況は同数の回答であったが、現場で子どもと関わっている保育士は、参加が難しいとの声が多かった。

研修の効果については、実施した市町村が少なかったが、7段階評価で7（大いに効果がある）と回答したのが2市、5（どちらかといえば効果がある）と6（効果がある）の評価がそれぞれ1市と効果は高いと回答した市町村が多かった。（無回答は1町村）

平成16年の法改正を受けて、保育所の組織的な対応を強化するための対策を講じたかどうかについては、対策を講じたのが2市町村、特に対応していないと回答したのが19市町村、無回答が2町村という結果であった。

図4は、対策の具体的内容である。会議を開催して説明・協議を行なったのが6市町村、文書で周知を図ったのが5市町村、キャンペーンを実施したのが1市、研修会を開催したのが1町村、無回答が9市町村という状況であった。

対策は特に取らなかったと回答した市町村においても、法改正の内容を周知するための会議や文書での説明は実施した市町村が多かった。

表5は、2005年4月から2006年1月までの間に市町村に虐待の相談・通告のあった件数である。市部が119件、郡部が37件の合計156件の相談・通告がなされてい

た。そのうち、保育所からの相談・通告は11件、保育所の児童であったが、他からの相談・通告がなされたのが8件あった。相談・通告を受けた中で、要保護児童対策地域協議会や虐待防止連絡協議会等で対応を協議した件数は29件、児童相談所に送致した件数は60件という状況であった。

表6は、保育所が行っている虐待の対策についての市町村の評価である。7段階評価で最も多かったのは、評価レベル4の「どちらともいえない」と評価したのが12市町村、であった。評価レベル3「どちらかといえば満足していない」は1市のみで、後は、評価レベル5「どちらかといえば満足している」と評価したのが4市町村、評価レベル6「満足している」としたのが1市、評価レベル7「非常に満足にいくものである」という評価を行ったのが1町村という状況であった。

図5は、市町村が児童相談の窓口となったことで保育所との関係に変化があったかどうかについての回答である。無回答が11市町村、特に変化がないという回答が5市町村と全体の過半数を占めていたが、「相談しやすくなった」「保育所からの通報が増加した」「予防に力をいれるようになった」「関係が強化された」など関係に変化があったと回答したのは、8市町村という状況であった。

4. 保護者への対応

市町村行政の児童福祉、母子保健、教育部局などの関係部署の連携・協議の状況については、必要に応じて随時協議していると回答したのが16市町村、定期的な協議をしているが状況によっては随時協議を行なうと回答したのが7市町村、無回答が2市という状況であった。

表7は、虐待や育児支援等についての行政の対応について、保護者への周知の状況である。子育て支援の相談・支援を実施していることを保護者に周知させていると

回答したのが8市町村、保育所と市町村が連携して相談・支援を行っていることを、広報などを通して周知に努めていると回答したのが4市町村、特にはしていないと回答したのが1市、無回答が8市町村、その他が2町村という状況であった。

表8は、保育所から通告があった場合、保育所の立場を理解してもらうために具体的にどのような対応を保護者に行っているのかというもので、「保護者には保育所からとは特に言わないで対応する」と回答したのが9市町村、「特に配慮はしていない」と回答したのが4市町村、「理解を求めている」「行政の指導であることを説明している」「その他」と回答したのがそれぞれ1市町村、無回答が7市町村であった。

法改正で保護者への対応で変わったことについては、「特になし」と回答したのが16市町村、「巡回訪問を実施した」「協議会を設置した」と回答したのがそれぞれ1市町村、無回答が5市町村であった。

5. 政策提言・自由意見

表9は、児童相談所とはどのくらい緊密な連携をとっているのかを7段階評価で回答したものである。「どちらかといえば緊密でない」と回答したのが2市町村、「どちらともいえない」が6市町村、「どちらかといえば緊密」と回答したのが1町村、「緊密である」が5市町村、「非常に緊密である」が6市町村、無回答が3町村という状況であり、全体として児童相談所との連携は良好に保たれていると考えられた。

表10は、児童相談所との連携はどのように行っているのかというもので、「随時協議する体制をとっている」が11市町村、「定例的な会議の場を持っている」が7市町村、「連絡・報告を行う」と回答したのが3町村、「施設入所が必要な場合」「同行訪問」「立入調査」のときに連携すると回答したのがそれぞれ1市であった。

表11は、政策上の提言を自由記述で回答を依頼したものである。「専門化に対応する体制をどう整えていくのか・体制作りが課題」と回答したのが11市町村、「住民向けの啓発が重要」と回答したのが4市町村、「地域の力が大切」「要保護児童対策地域協議会の必要性」「その他」がそれぞれ1市という状況であった。

法改正で困難なことは何かということでは、「専門職の人材確保が難しい」と回答したのが15市町村であった。そのような現状を改善していくために必要なことは何かということでは、「児童相談所が調整機関として機能する」「健康づくり（母子保健）との連携が重要」と回答したのがそれぞれ1市であった。

図6は、実施上の問題点・課題についての回答である。「夜間体制の整備」、「研修会への参加」、「情報拡散・秘密保持」、「予算不足」が課題であると回答したのが3市町村、「母子家庭への対応の難しさが」と回答したのが2市町村、「責任が強化されたことへの不安」、「危険への対策」、「警察の立会」、「精神的なケアが増加したこと」と回答したのがそれぞれ1市町村という状況であった。

IV 考 察

(1) 市町村における児童虐待への対応の現況について

佐賀県のすべての市町村において、虐待担当者は兼務という体制ではあったが配置されていた。職種は、事務職と保健師が多数を占めていたが、これは、保育所担当等児童福祉担当者や母子保健担当の保健師が担当している場合が多かったためである。その中で、必要とされる専門職として、社会福祉士・臨床心理士・保健師を求める意見が多かったのは、相談内容の複雑さや対応に専門性が求められること、連携・協働の必要性が高いためと考えられる。

特に、保健師が兼務の場合、虐待の対応が必要な場合、集中的な支援が必要であり、通常の母子保健業務が停滞してしまう状況が起こることが考えられる。

市町村が児童虐待だけでなく、高齢者や障害者等の福祉サービスの実施主体として相談支援体制を整備するためには、専門職の配置は喫緊の課題と思われる。

要保護児童対策地域協議会の設置については、設置しているのは市部3市のみで、設置を検討している市町村が大半であった。設置を進める上での課題は、協議会構成メンバーの確保に苦慮している市町村が多く、特に、保健医療関係機関・団体の確保が郡部では難しい状況にあるため、複数の市町村による要保護児童対策地域協議会の共同設置も検討していくことが望まれる。

虐待の相談・通告を受けた場合の対応については手順が決まっていると回答した市町村がほとんどで、市町村児童家庭相談援助指針や独自のマニュアルによって対応されていた。また、相談・通告があった場合の児童相談所との連携についても、状況に応じて協議がなされていた。市町村の対応が始まって1年足らずであるが、まず、市町村の関係部署で協議を行ない、その後児童相談所と協議をし、必要に応じて事実関係の把握・調査、家庭訪問等がなされる構図が構築されつつある状況であった。しかし、相談・通告の受け付け体制は、ほとんどの市町村が勤務時間の範囲内でなされており、夜間、休日等の時間外での対応が取られていない状況にあった。相談・通告があった場合の状況把握や、対応の判断等については、一定の熟練度や専門性が要求されることから、ある市町村では虐待の場合、時間外は担当者に転送する方式が取られていた。時間外に常時担当者を配置しておくことは困難と考えられるが、専用電話を置き時間外は担当者に転送されるとい

う方法は、実現可能な対策と考えられる。

(2) 保育所への対応

保育所が虐待についての相談・通告する場合の判断基準のマニュアル化を図っていたのは2市町村だけで、その都度協議を行なう場合が多く、保育所の判断に任せている市町村も一部見られたことから、市町村行政と保育所が共通認識の下に対応していくための判断マニュアルの整備が必要と考えられる。

保育所を対象とした研修会の開催を市町村単独で実施している市町村は少なく、中には年5回開催した市町村もあったが、そのほとんどが開催していない状況であった。しかし、研修会という形式ではないが、事例検討会を実施している市町村は多く、要保護児童対策地域協議会の設置が進んでいけば、各種会議等を通して資質の向上が図られるのではないかと考えられる。

法改正後の初年度(10ヶ月)の相談・通告件数156件という数値は、佐賀県中央児童相談所が平成16年度に受理した虐待相談件数124件と比較しても、市町村が虐待の相談窓口として位置づけられたことが地域住民や関係者、機関・団体に周知されている結果ではないかと判断される。相談・通告件数156件のうち、保育所から直接、相談・通告があったのが11件で、保育所の児童であるが保育所以外から相談・通告されたものが8件あった。この8件のケースについて保育所がどの程度把握していたのか、市町村との連携、保育所内部での発見体制や虐待が疑われる児童の対応が組織的に行なわれていたかについて十分な検証が必要と考えられる。

市町村が相談窓口になったことで従来の保育所と市町村の関係に変化が生じてきたかについて、保育所への調査ではなかったため、無回答が多かったが、「相談・協議がしやすい」、「保育所からの相談・通報が増加した」、「予防に力を入れるように

なった」、「関係が改善された」という市町村も増加してきており、今後の推移も把握しながら保育所の意向も踏まえて協働体制の強化が望まれる。

(3) 保護者への対応

虐待や育児支援等の市町村の役割についての保護者への周知が重要であるが、子育て支援のための相談等を市町村が実施していることや、保育所と連携して相談支援を実施していることを広報している市町村は約半数程度であった。また、保育所から通告があった場合、保育所の立場を理解してもらうための具体的対応については、保育所からの通告があったとは言わないで対応している市町村が多く、保育所の立場に理解を求めることや行政の指導によることを説明している市町村は少数であった。

保育所が組織体としても、保育士個人としても通告義務があることを保護者に理解してもらうことは現状では難しい状況にあり、行政が保護者に理解を求めたことで関係が悪化したということも訪問調査の中で報告された。保育所からの通告とは言わないで対応していると答えた市町村が多かったのもそのような背景があるためと思慮される。しかし、保育所が児童の権利擁護を推進していく児童福祉施設としての役割を果たすためには、保護者への対応を曖昧にしたままでは保護者との摩擦やトラブルは解消されない。また、保育所の児童にかかる虐待の相談・通告が保育所以外からなされたケースは、保育所の立場の難しさや、保育所間での対応のバラつきを示すものである。市町村が保育の実施責任を負う立場から、保育所の利用申し込み時や、負担金等の保護者説明会等の機会を利用して保育所が虐待が疑われる場合などで果たすべき義務と責任について保護者に周知を図ることが重要であり、あわせて市町村が行政指導を行なっていると

いうことを保護者が共通認識を持つように、具体的な説明や周知方法について検討していくことが必要と考えられる。

保育所においても、個々に対処するのではなく、行政管轄区域内の保育所管内で統一した虐待に対する相談・通告・対応の基準を作成し虐待を発見した場合にはどこの保育所でも同じ取り扱いを行なうということを周知し実践していくことが望まれる。

(4) 政策提言

虐待の相談・通告に対してどう判断し対処していくのか、保護者への対応や関係機関との連携等の進め方などいずれも高度の状況判断や専門性が要求される中で、専門的に対応する体制づくりをどうするかが課題とした市町村が多かった。これは、児童相談の窓口として対応を始めたばかりの市町村にとっては当然のことで、体制の整備を進めるに当たって専門職の人材確保が必要であるが、財政難で思うにまかせない状況であることや、要保護児童対策地域協議会の設置を進めていく必要があるが医療職等の専門職の確保が難しい等の現状を反映したものと考えられる。

今後、児童相談の窓口としての経験や虐待対応の実績を積み重ねていけば児童相談所と市町村とのすみ分けは、徐々に市町村に比重が増してくることが予想される。また、平成18年度から、高齢者虐待防止・介護支援者法施行され、児童虐待のみならず、高齢者についても市町村が実施責任を負うことになってきた。このことは、児童・高齢者、そして障害者も含めて虐待については、トータルに市町村が実施責任を負う方向に向かっていることを示している。高齢者は立入調査、及び一時保護等の実施まで虐待の包括的対応を市町村が行ない、児童虐待では専門的対応が必要な場合や立入調査や一時保護は児童相談所が行なうという現在の方法では整合性がな

く、地域の中で、対象者によって市町村の対応が異なるようでは、現場サイドでの混乱や地域住民からの不信を招きかねないことになる。

高齢者においては市町村が虐待を含む総合相談や権利擁護を行なう機関として、地域包括支援センターを設置した。現在は、介護予防のマネジメントに忙殺されている状況だと思われるが、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが配置されており、これに臨床心理士等が加われば、地域の中での総合的な虐待に対応していく権利擁護センターとしての機能も併せ持つことができるのではないかと考えられる。また、現在、児童福祉法に基づき設置が促進されている「要保護児童対策地域協議会」の機能も単に要保護児童にとどまらず虐待については、高齢者や障害者も総合的に対応する機能を持たせることが必要であると考えられる。無論、小規模町村においては、広域町村での組織化も考慮していかなければ整備は困難と思われる。

近年、児童虐待が社会問題として注目を集めてきているが、まだ、地域の中でどのように取り組んでいくのかについてはこれからの課題ということが出来る。政策上の提言のなかにも「地域住民向けの啓発が重要」という意見や「地域力が大切」と指摘した市町村もあり、市町村という地域の中で、虐待についての啓発、早期発見のネットワーク、子育て支援事業等の中に、住民参加のシステムを構築していくことが重要である。子どもの安全を守るため、登下校時の見守り活動が地域住民、行政、学校、保護者間の協働のなかで地域ぐるみの活動として全国規模で展開していることを考えれば、虐待の公助・共助・自助の最適な組み合わせの地域活動は可能であり、市町村合併で遅れている地域福祉計画の中に位置づけて実践していくことが望まれる。

実施上の問題点・課題について、図6に掲げているが市町村が児童相談の第一義的窓口として機能し始めた1年目の状況としては、いずれももっともなことであり、現場である地方自治体の苦悩を伺い知ることができる。しかし、このような実施上の問題は、経験を積み重ね、児童相談所のもつ技術や専門性を咀嚼吸収していく中で解決可能なことも含まれており、上述した、地域包括支援センターや要保護児童対策地域協議会等の機能強化が重要となってくる。また、地域の中で総合的な虐待防止の住民参加システムを構築していくこと等の対策が必要であると考えられる。

今後、このような市町村主体による児童相談・対応・支援の体制が進んでいけば、児童相談所の存在意義も含めて見直しが求められるものと思われる。

引用文献

- 1) 厚生労働省：社会保障審議会児童部会「児童虐待防止に関する専門部会」報告書. 2003年
- 2) 厚生労働省通知「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について. 2004年
- 3) 厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」. 2005年
- 4) 田代勝良「虐待発見プログラム、親支援教授法の開発に関する文献研究」科学研究報告書（研究代表 加藤和生）2005年

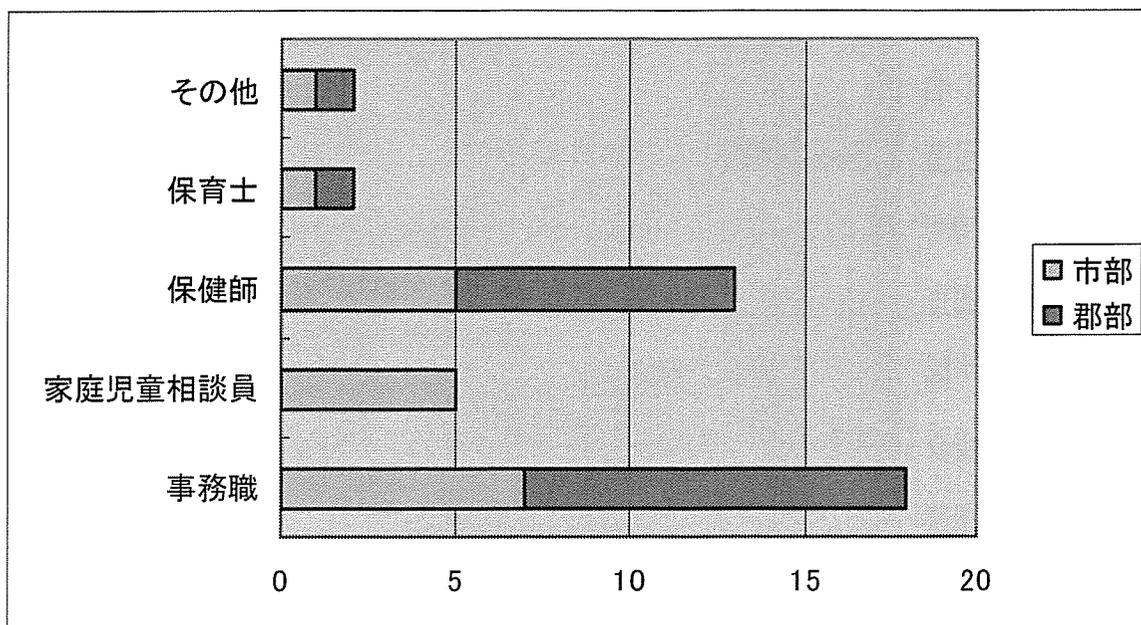


図1 職員の職種

表1 必要とされる専門職種

区分	市部	郡部	計
事務職	1	1	2
家庭児童相談員	1	0	1
社会福祉士	3	5	8
臨床心理士	3	6	9
保健師	3	6	9
児童福祉司	0	1	1
保育士	0	1	1
その他	0	2	2

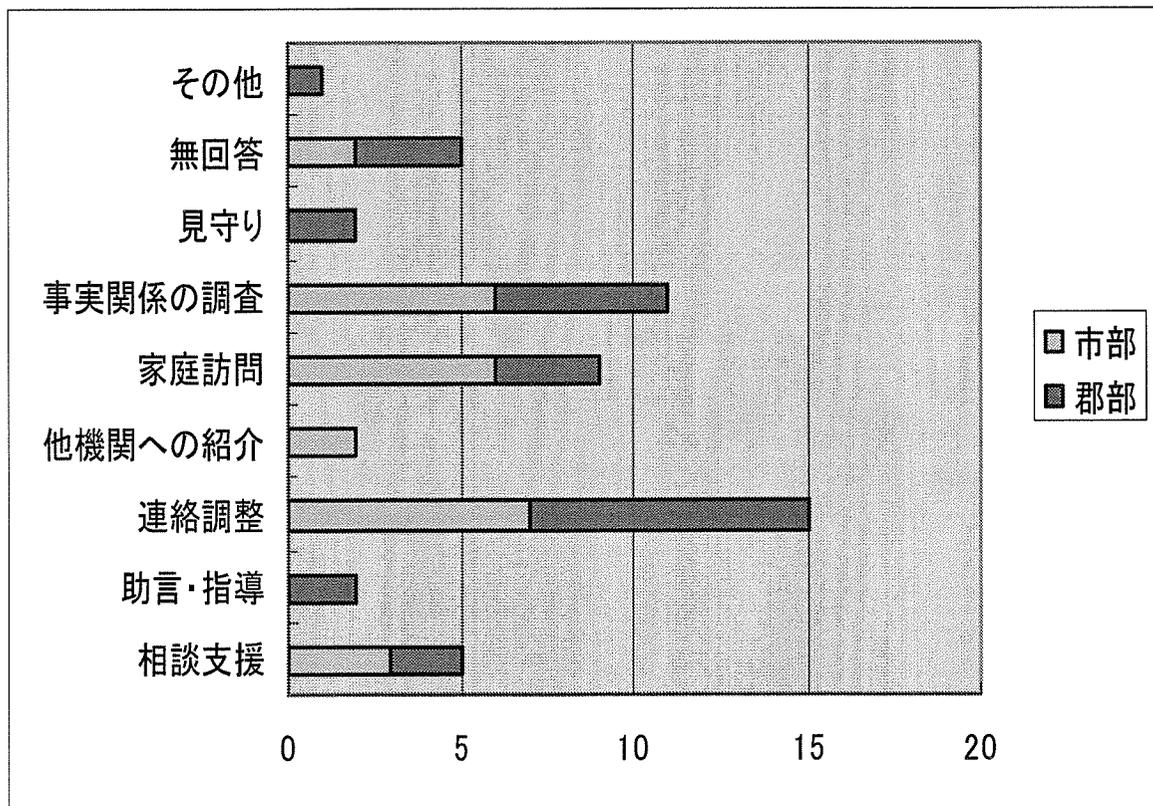


図2 対応の具体的内容

表2 通告基準がない市町村の対応状況

区分	市部	郡部	計
その都度相談	7	7	14
保育所の判断	0	2	2
児相と協議しながら	1	3	4
無回答	0	1	1

表 3 研修会の開催状況

区分	市部	郡部	計
市町村が主催	3	0	3
都道府県が主催	1	3	4
県と共催	1	0	1
開催しなかった	6	10	16

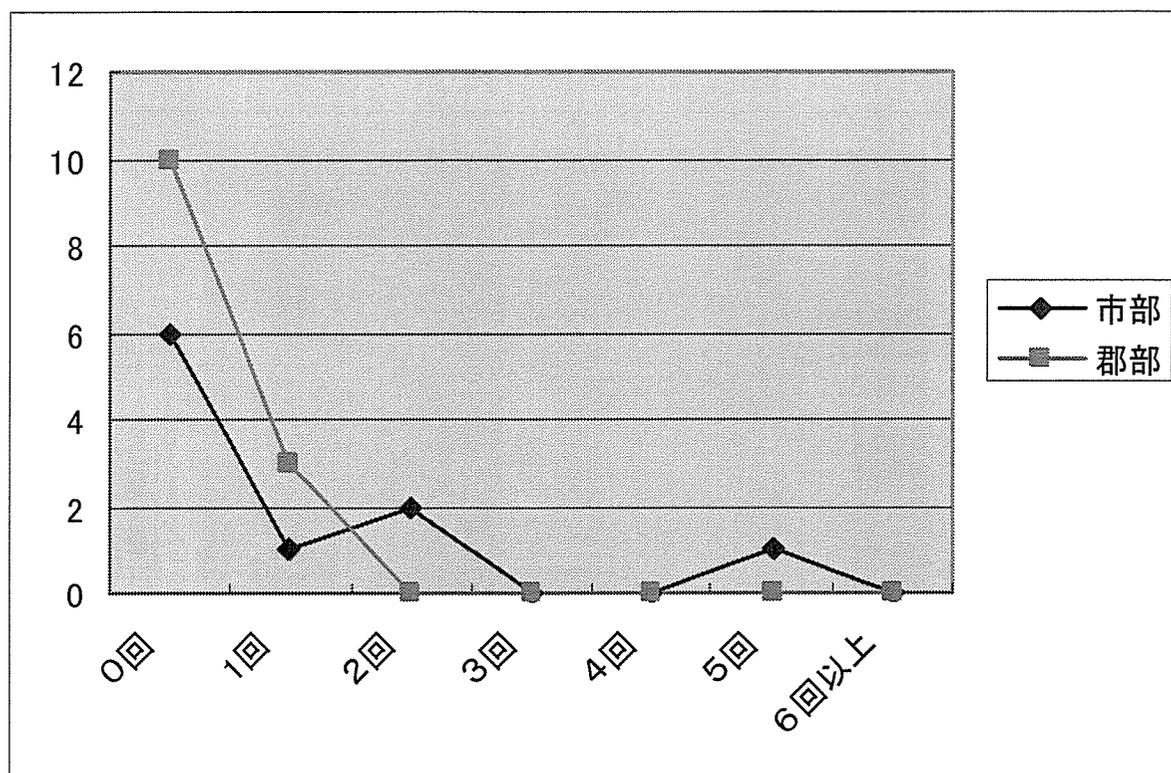


図 3 年間実施回数

表 4 参加者

区分	市部	郡部	計
園長	2	1	3
主任保育士	2	1	3
保育士	2	1	3
その他	1	0	1
参加していない	6	10	16
無回答	0	2	2

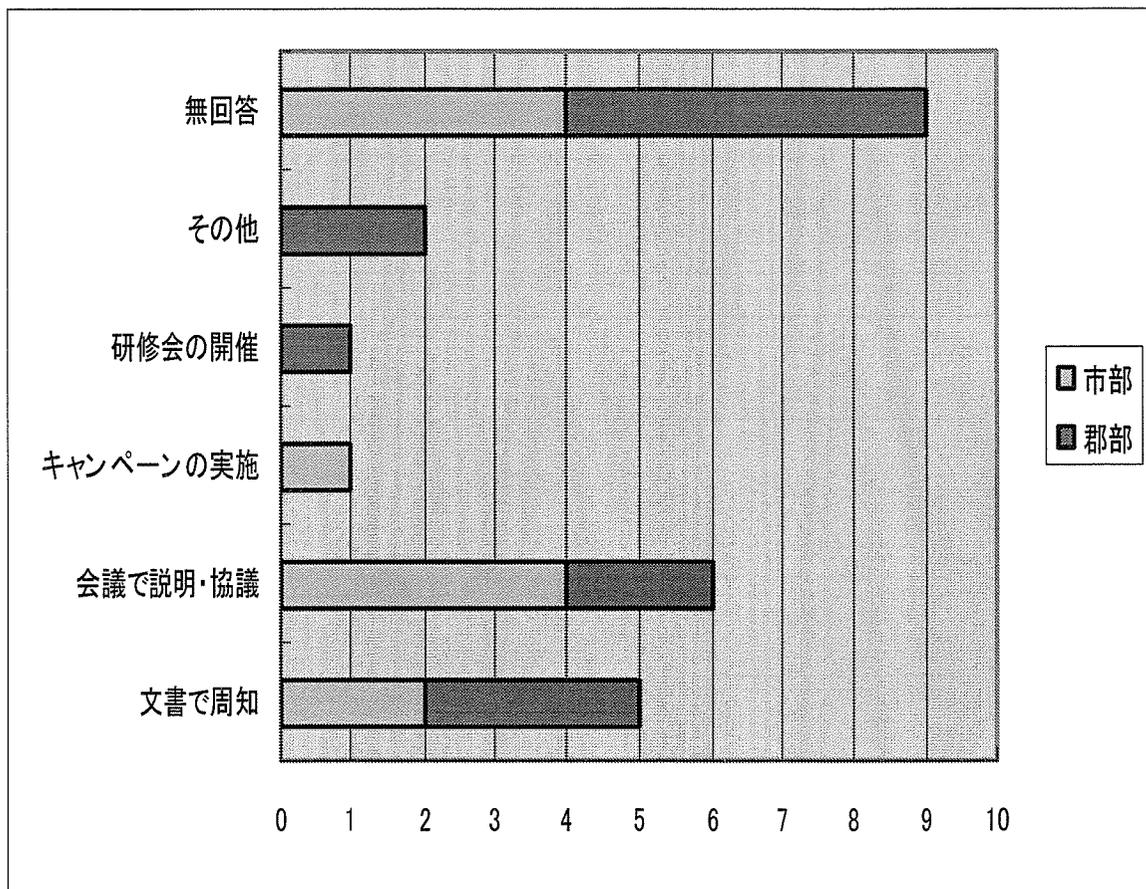


図 4 法改正による対策の具体的内容

表 5 虐待の相談・通告件数

区分	市部	郡部	計
相談・通告件数	119	37	156
保育所から	7	4	11
対応を協議した件数	29	0	29
児相に送致の件数	56	4	60
無回答	0	0	0
(再掲)保育所の児童	8	0	8

表 6 保育所が行なっている対策の評価

区分	市部	郡部	計
まったく評価しない 1	0	0	0
評価しない 2	0	0	0
どちらかといえば評価しない 3	1	0	1
どちらともいえない 4	5	7	12
どちらかといえば評価する 5	2	2	4
評価する 6	1	0	1
おおいに評価している 7	0	1	1
無回答	1	3	4

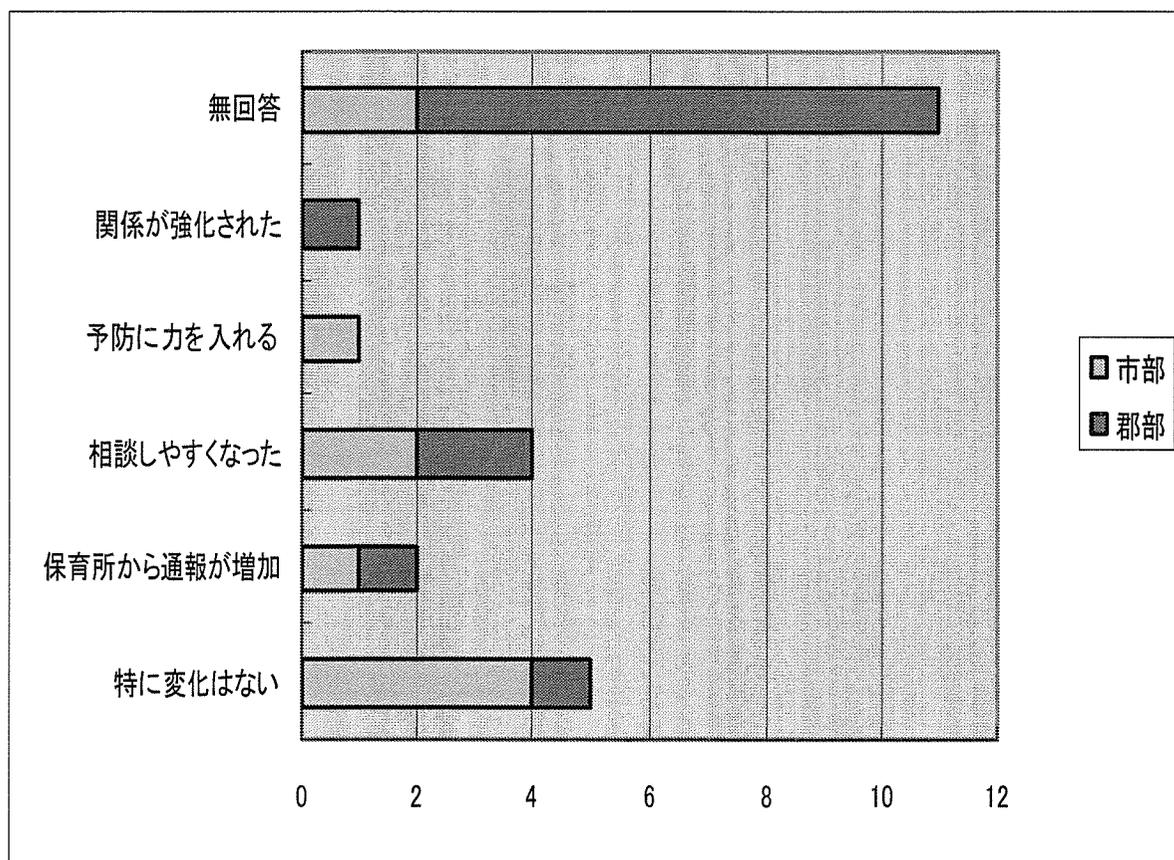


図5 法改正による保育所との関係の変化

表7 保護者への周知の状況

区分	市部	郡部	計
保育所との連携を周知	2	2	4
それぞれの役割について	0	0	0
実施内容を周知	3	5	8
特にはしてない	1	0	1
その他	0	2	2
無回答	4	4	8

表 8 保育所の立場の理解への働きかけ

区分	市部	郡部	計
理解を求めている	1	0	1
言わないで対応	6	3	9
指導によることを説明	0	1	1
配慮はしていない	1	3	4
その他	0	1	1
無回答	2	5	7

表 9 児童相談所との連携度

区分	市部	郡部	計
全く緊密でない 1	0	0	0
緊密ではない 2	0	0	0
どちらかといえば緊密でない 3	1	1	2
どちらともいえない 4	1	5	6
どちらかといえば緊密 5	0	1	1
緊密である 6	3	2	5
非常に緊密である 7	5	1	6
無回答	0	3	3

表 10 児童相談所との連携の内容

区分	市部	郡部	計
施設入所が必要	1	0	1
随時協議する体制	7	4	11
定例会議	2	5	7
同行訪問	1	0	1
立ち入り調査	1	0	1
連絡・報告	0	3	3

表 11 政策上の提言

区分	市部	郡部	計
専門化に対応する体制	4	6	11
地域の力が大切	1	0	1
その他	1	0	1
市民むけの啓発	2	2	4
地域協議会の必要性	1	0	1